

豊岡市社会教育基本計画策定の概要

1 計画策定の背景と目的

(1) 近年、人口減少や少子高齢化といった社会環境の劇的な変化や、インターネットの普及や急速な進展等により、生活環境やライフスタイルは急速に変化してきており、社会情勢の変化等に対応した社会教育を進めていく必要がある。

(2) 社会教育・生涯学習には、人づくり・つながり・地域づくりという役割に加えて、ウェルビーイング（持続的な幸福観）や社会包摂の実現、デジタル社会への対応といった役割が求められている。

(3) 市は、2012年「いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」を制定し、「命への共感に満ちたまち」を実現することを市の長期目標として定めている。

また、豊岡市基本構想において、まちの将来像並びにその実現のための重点的な課題及び取組の方向を示し、文化芸術、スポーツ、地域コミュニティ分野などは、個別の計画やプランを策定し取組を行っている。

(4) 市は、2020年2月に「第4次とよおか教育プラン」を策定し、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、このプランを「豊岡市教育振興基本計画」として位置付けている。このプランは、豊岡市の学校園における保育・教育に関する基本理念を明示するものである。

市の社会教育の方針を示す「社会教育基本計画」を策定し、その方針をもとに、社会教育の取組を市長部局、教育委員会が連携し施策や取組を進めていく。

2 計画策定の視点

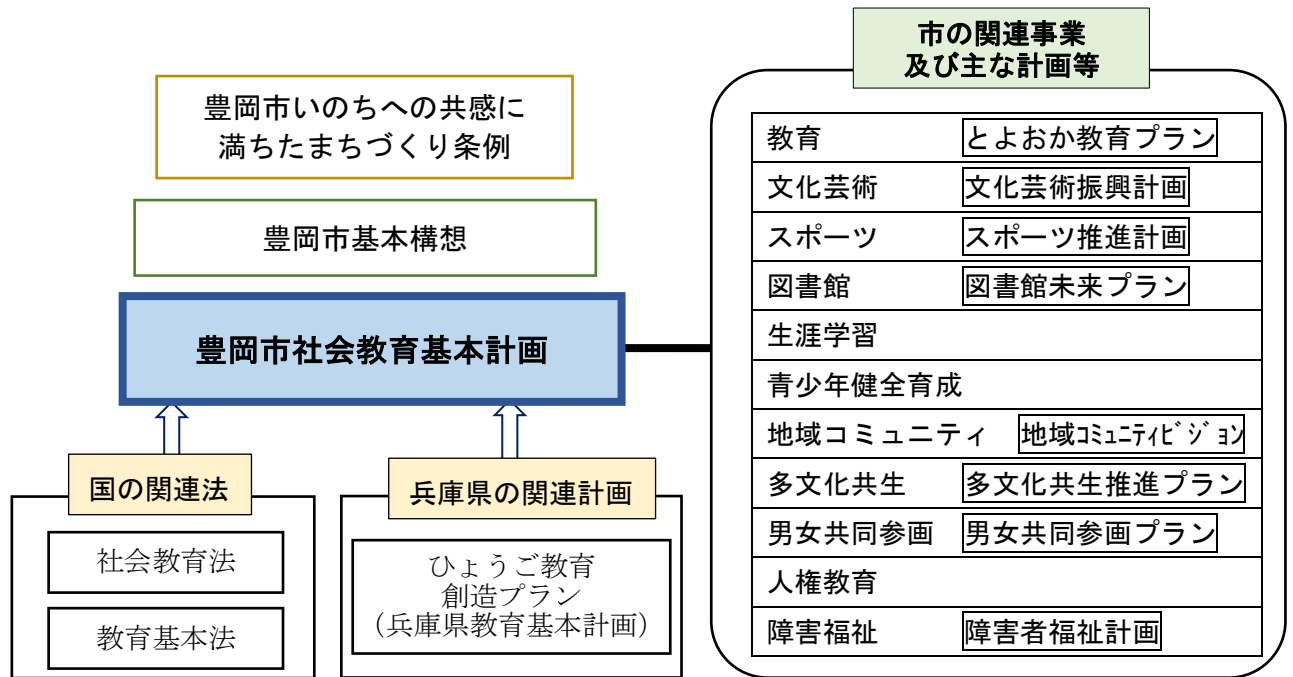
社会教育を基盤とした「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の視点を持つ。

豊岡市基本構想並びに既に策定している計画・プランなど他の諸計画との整合を図る。

3 計画の位置づけ

本計画は、「豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」の理念のもと、市の社会教育の方針を示す個別計画として位置づける。

また、他部署の関係施策、計画を具体的に実施する際の指針として策定する。



4 計画の期間

2024年度～2028年度（5年間）

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
基本構想	→											
市政経営方針	→			→			→					
地方創生総合戦略	→		→					→				
社会教育基本計画							→					

5 計画策定の体制

(1) 策定委員会の設置

学識経験者、教育関係者及び各関係機関推薦等により構成される「豊岡市社会教育基本計画策定委員会」を設置し、計画の策定に関し意見を聴く。5回程度開催予定

(2) 庁内検討部会の設置

庁内関係部署の職員で構成する「庁内検討部会」を設置し、各課の社会教育分野の取組や課題等について情報共有を行うとともに、対応策等について検討する。

(3) 教育委員会

定例会において計画策定の進捗状況の報告を行い、教育委員協議会において教育委員から意見の聴取を行う。

(4) パブリック・コメントの実施

市民から意見の聴取を行う。